

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特典措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0120060	日本版BRT導入に伴う、一部道路規制管理の権限移譲及び道路車道の通行の認可に関する権限委譲	道路交通法第4条第1項、第2項	都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。		国家公安委員会(警察庁)及び都道府県公安委員会(警察庁及び各都道府県警察本部)の保有する交通規制・管理に関する権限の一部を自治体へ移管する。 また、道路車道の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。	豊田市にてスマートコミュニティの実証の一環として、日本版BRTを導入、試験運用する。道路標識が可能なバスシステムを新たに開発するものであり、道路走行のための時間規制によるバスレーンを導入するため、交通規制・管理に関する権限の一部を基礎自治体へ移管する。また、道路車道の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。	C	信号機や道路標識の設置等の交通規制については、交通管理の専門的知識及び責任を有する警察が、当該地域及び広域における交通の状況、交通事故の発生実態、道路の形状等を総合的に勘案して、道路交通の安全と円滑等を確保する観点から、国道、都道府県道、市町村道が相互に入り組んでいるネットワークが環状に構築するよう、様々な交通規制を相互に関連させて体系的に実施することが必要であり、交通規制に関する権限の一部を市町村に移譲することは適切でない。 なお、現行においても、交通の安全と円滑等を図るための一定の時間に限定した路線バス専用レーンの設置は都道府県公安委員会において実施可能であり、具体的な交通規制の実態については、当該場所を管轄する都道府県公安委員会に相談・提案されたい。							豊田市次世代街づくりプロジェクト	1 0 5 2 1 2 0	トヨタ自動車株式会社	愛知県	警察庁 国土交通省		
0120070	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル。バチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第23条第1項第1号	ばちこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくさせるおそれがあるため、風俗法において、ばちこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止するほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。		バチンコ営業店による社会貢献活動の推進。バチンコ営業店内にバチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体(NPO)等)による、賞玉・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に無料で取りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、「ばちこ賞品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに無くならない現状を鑑み(平成21年分、認知事件数21件)、再度ご提案させていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐためにも、新しい賞品交換システムを採用することにより、せっかくがっかりした賞品のあるバチンコ営業店内で「賞玉・賞メダル」の買戻しを行うことが、多くのバチンコファンに凶悪犯罪から守られるためにも緊急に採用される必要があると考えられます。具体的にはバチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「賞玉・賞メダル」と同等金額で、バチンコ営業店内での第三者(社会福祉団体(NPO)等)が買戻しができるシステム。このシステムの採用により、文藝・よそよそよ、不明瞭で不健全な娯楽産業に呼ばれる賞品交換システムによる弊害を解消し、バチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。これにより、日本で生まれたい娯楽産業に発展したいバチンコが、グローバル時代の現代にあつては、世界中の人々に本物のバチンコの楽しさと楽しさを知っていただけたらと、その結果、国民の娯楽産業に成長したバチンコ産業そのものが、世界中に輸出できる体制になるのであります。	C	ばちこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ばちこ営業に際して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれがあるとしても、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。									1 0 6 4 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120080	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル。バチンコ営業店が遊技客に貸し出す「賞玉・賞メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第2号	ばちこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくさせるおそれがあるため、風俗法において、ばちこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止するほか、遊技料金としてばちこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。		「賞玉・賞メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の賞玉、玉1個につき4円、賞メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「賞玉・賞メダル」金額を、それぞれ、玉1個につき4円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。バチンコの賞玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないこと」に改定されてから実に30年にも経過がなされておらず、バチンコファンからは、賞玉金額の上限の改定を望む声があつております。そもそも、バチンコ営業は娯楽施設で認可された遊技機で営業を行っており、1歳未満の者を客として立ち入ることを禁止している等、適度な射幸性を認めた娯楽産業であるべきです。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「賞玉・賞メダル」金額にあっては玉1個につき4円、賞メダル一枚につき25円を超えないこと、お客様の選択権に合わせ遊技機が、バチンコファンにとっても時代に合った遊技機の導入を促した遊技機であるため、再度提案させていただきます。これは日本が戦後発展を遂げた娯楽産業であった現在にあっては様々な責任と意志を尊重し、また昭和53年の物価から比較しても、たとえ賞玉金額の上限を改定したところで、たまたま当局が考案する著しく射幸心をそそるおそれを生じる娯楽と必ずしも判断されることはないと考えられるからであります。	C	ばちこ営業に係る遊技機の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれがあるとしても、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。									1 0 6 4 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120090	バチンコ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第3項	ばちこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくさせるおそれがあるため、風俗法において、ばちこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止するほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。		バチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度額に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在バチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3万円から1万円まで引き上げられた後おおよそ20年が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の娯楽ゲームや消費者の高齢化に伴い、現在の1万円を超えない等の品揃えは必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとは言えず、上限を3万円に引上げることにより、貯蓄・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多様な高価な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えばその物品の上限を3万円に引上げたとしても、著しく射幸心を著しくさせることにはならないと考えられるからであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会においては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品を3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を獲得する場合)それだけ著しく射幸心をそそるおそれはないのであります。保護者で認可された遊技機を設置し営業を行っているバチンコ営業店は適度な射幸性を促した健全な娯楽産業であり、例えば賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであります。	C	ばちこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれがあるとしても、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。									1 0 6 4 0 3 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120100	仙台市街地の信号機付近に交差点ナンバーの案内プレートを設置するための規制緩和及び歩道土地理院地図に交差点ナンバーの記載	道路交通法第76条第1項、第2項	何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。また、何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるよう工作物又は物件を設置してはならない。		仙台市街地において、ビジターが現在位置を簡単に確認できるような交差点ナンバーを割り振り、信号機付近にその案内プレートを設置するため、道路交通法を改定し、歩道土地理院地図に交差点ナンバーを記載していただく事を併せて要望する。	二番丁通りと青葉通りを仙台の市街地の中心起点(50-50)として設定し、4桁の数字によって交差点ナンバーを割り振っていく。始めの二桁は東西の交差点位置を示し、北に向かうほど数字が増っていく。後ろの二桁は東西の交差点位置を示し、東に向かうほど数字が増えていく。併せてNSRWにおよびらへ向かっているのか方向表示も記載する。道り方も併記するが歩行者向けとしての仕様。このプレートは信号機の支柱や交差点付近の街頭支柱に設置する。国土地理院に対しては1/25,000の地図に歩行者等の主要な交差点ナンバーを記載していただき、公的な印刷物を始め、市販の地図にも普及を促すための基準とする。<提案理由>仙台は車で来るにはわかりにくいと苦情が多い。訪外外国人やお年寄りにも自分ごとく案内のよきかわからないとの声も聞く。交差点ナンバーによる位置情報を提供することにより、観光特区としてビジターに優しい街づくりの契機として活用していきたいと考えている。<代替案>信号機や歩道灯からしるした部分に設置することにより、速度制限等の数字表記との混同を回避している。加えて連続的に直接設置することができれば、または塩化ビニール製のシール素材により貼り付けることができれば風速60mの基準にも耐えられる。	D	道路交通法においては、信号機又は道路標識等の効用を妨げるものでない限り、道路標識に類似しない表示の信号機付近への設置を禁止していない。地点に関する案内標識は道路管理者において設置することとされており、また、全国には記号が記載された表示板が既に設置されている交差点があることも承知していることから、具体的な表示板の設置については、当該道路を管轄する道路管理者、当該場所を管轄する都道府県公安委員会に相談されたい。										1 0 6 8 1 0 0	個人	宮城県	警察庁 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置 の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管 理 案 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁		
0120110	公道を利用した露店やパ フォーマンス実施に伴う道路 使用許可手続き及び道路占 用許可手続きの効率化	道路交通法第77条第1 項、第2項	一定のイベント等のために道路 を使用する者は、所轄警察署長 の許可を受けなければならない。		中心市街地の賑わいや交流の場として、公道を 利用した露店やパフォーマンスの推進が求めら れている中、公道利用の規制は欧米より厳しく、 実現のハードルは已然と高い。この理由には企 業を立案し活動主体となるのは主に民間の団体 や企業である一方で、許可申請は行政の 努力を要するため、民間の団体や企業単独での 許可が成立し難い面があると考えられる。地 域の民間団体が活動主体で、かつ安全性を確 保しつつ賑わいの場を創成されるべくこれらの 許可申請について規制を緩和し、手続きの 効率化を行うことを提案する。	大型商業施設への規制緩和が実施された平成17年以降、全国各地の中心市街地は衰退の 一途を辿り、地方再生の観点として公道を利用した高知の街路市に多くの注目が集まっている が、過去の実績が無いとの見解から新たな公道での定期開催は未だに確立された地域は皆 無である。しかし公共の場を利用した民間の活動は、市街地における賑わいと魅力の創成や 利用使用料の収入における自治体の収入源になる事も期待され、国が推奨している施策の1 つである。これらのジレンマを解決すべく、地域再生を目的として、地域産業を活用した為の公 共性の高いと判断されるイベントに関しては、規制緩和を行い、手続きの効率化を推進する事 が重要課題と考える。	D	民間事業者等が街の賑わいに資するものとして道路 上で行うとする経済活動に係る道路使用許可の取扱 いについては、「民間事業者等による経済活動に伴う道 路使用許可の取扱いについて」(平成17年3月17日付 け警察庁丁規発第23号)により、当該経済活動が収益 を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われ るものであることをもって否定的な判断を下すべ きでなく、当該経済活動の目的、地域住民、道路利用 者等の合意形成の状況等を総合的に勘案して判断す べきであることを示し、地域の合意に基づいて、継続的 かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を 行うことが可能となっている。 また、露店施設の設置のように道路使用許可と道路 占用許可の双方を要する場合については、「道路使用 許可申請の簡素合理化について」(平成17年3月17日 付け警察庁丁規発第24号)により、手続きの簡素合理化 が図られている。												1 0 7 0 0 1 0	NPO法人くまめ 日曜市の会	福岡県	警察庁 国土交通省